

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定
（障害福祉課）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出
（同 課）

○道路の区域変更（二件）
（道 路 課）

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）
（都市計画課）

○公聴会の開催（二件）
（都市計画課）

○開発行為に関する工事の完了
（建築宅地課）

○教育委員会
教育委員会

○教育委員会定例会の開催
（建築宅地課）

○選挙管理委員会
選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正
（都市計画課）

○地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十九年度財務諸表の公告
（建築宅地課）

○地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十九年度財務諸表の公告
（建築宅地課）

○宮城県告示第九百十九号
（建築宅地課）

○宮城県告示第九百十九号
（建築宅地課）

告 示

○宮城県告示第九百十九号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一七〇四一	株式会社ほいみケアステーション 多賀城市山王字東町浦四十七番地の十四	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ほいみケアステーション	平成三十年十月一日

○宮城県告示第九百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇七〇〇一一六	リーベン介護センター 名取市高館吉田字東内館三十七一三	居宅介護・行動援護・重度訪問介護	株式会社リーベン	平成三十年九月三十日
〇四二二四〇〇一四六	鳴瀬ヘルバーステーション 東松島市野蒜ケ丘三丁目二十七番地一	重度訪問介護	社会福祉法人やすらぎ会	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の 敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考
牡鹿郡女川町浦宿浜字門前二九番八地 先から 同郡同町石浜字崎山八七番一地先まで		前 A	一四・〇 三六・五	一、四六九・九	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	
後 B	前 B	C	七・二 三七・四	三、八二七・四		
		D	一二・〇 一三・三	八五・三		
		A	一四・〇 三六・五	一、四六九・九		
		後 B	七・二 三七・四	三、八二七・四		

○宮城県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 出島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考
牡鹿郡女川町出島字寺間五七番地先から 同郡同町出島字寺間一四二番五地先まで		前 A	四・五 八・〇	二二一・一	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
後 B	前 B	C	五・〇 一一・三	二七〇・〇		
		D	五・〇 一一・三	二七〇・〇		

○宮城県告示第九百二十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 仙台市八木山南土地区画整理事業

- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年十月二十六日（金）午後七時から	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 件名

仙塩広域都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、岩沼市、富谷市、利府町及び大和町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成三十年十月十九日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域区分について、次のとおり変更する。

1 次の地区について、市街化区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
岩沼市	矢野目西	二〇・〇
富谷市	成田二期東	二二・六
富谷市	成田二期西	八・〇
利府町	新太子堂南	七・〇
大和町	岩倉	一六・五
大和町	杜の丘北	一六・四

2 次の地区について、市街化調整区域に編入する。

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)
利府町	葉山	五九・四

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年十月三十日（火）午後七時から	石巻市穀町十四番一号 石巻市役所

二 件名

石巻広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、石巻市、東松島市及び女川町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成三十年十月二十三日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

1 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

(一) 都市計画の目標

(二) 区域区分の決定の有無及び区域区分の決定を定める際の方針

(三) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

2 石巻広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市 町 村 名

地 区 名

面 積 (ha)

東松島市	あおい	二三・六
東松島市	牛網	四・八
東松島市	野蒜ヶ丘	三八・三
東松島市	小松谷地	一三・二
女川町	清水	〇・〇八
女川町	小乗	一・九

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三二・三三三四)に行うこと。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年十月十二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市南宮字伊勢二百二番一、二百三番、二百四番、二百五番一、二百三十三番一、同市南宮字町八十一番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
富谷市成田五丁目十六番地六
株式会社福互

教育委員会

〇宮城県教育委員会告示第十三号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成三十年十月十二日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日時 平成三十年十月十九日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

第三号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二―二二―三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

岩沼みなみプラザの項の次に次のように加える。

玉浦コミュニティセンター

同 市恵み野二丁目三番地

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、別冊一のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十九年度財務諸表を公告する。

平成三十年十月十二日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 西 條 茂

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成三十年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十九年度財務諸表を公告する。

平成三十年十月十二日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 今 泉 益 栄